

私立学校振興助成法第 14 条第 2 項の規定に基づく監査事項の指定

公 告

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同法第 14 条第 2 項の規定により知事に届け出る令和 7 年度以後の各年度の計算書類及びその附属明細書の監査を受ける際の監査事項を次のとおり指定し、令和 7 年度の監査から適用する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

佐賀県知事 山口 祥義

学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（私立学校法第 103 条第 2 項に規定する計算書類をいい、活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書並びに収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書が作成されているかどうか。